

第2回 矢掛町上下水道事業経営審議会 会議録

- 1 日 時 令和6年11月14日（木）10：00～11：30
- 2 場 所 役場3階 全員協議会室
- 3 出席者 委員7名
鳥越会長，田中副会長，平井委員，岸野委員，松下委員，山野委員
山部委員
事務局
山縣副町長，平井課長，坂上課長代理，長代主査

4 会 議

（1）料金算定方式について

事務局から説明の後，質疑

〈質疑内容〉

委 員：矢掛町はどの方式でやっていたのか。

事務局：資金収支方式でやっていました。

事務局：資金投下するときには補助金，起債という制度があるので，新たな投資をするときの現金を貯めておくというよりは，毎年の経営が維持できる資金収支方式でやっています。

委 員：資本的収入の補助金はある程度毎年あるのか。

事務局：事業に対して何割かの補助金があります。

委 員：年度によって違ってくるのか。

事務局：年度によって投資額が違うので，それに対して収入も変わってきます。事業内容によって補助率も違います。

委 員：資金収支方式でやっているという認識でいいか。今後インフラの更新を織り込めれば良いが，それでは上げ方にインパクトがありすぎる，本来であれば中長期的にここまで見てやれば良いけどなという議論で，今後それぞれの収支がでてくるという認識で良いですか。

事務局：そのとおりです。

委 員：収入のところで人口はどう見て，何年先まで見ているのか。

事務局：シミュレーションは50年先まで見えています。今回の試算は10年間です。

委 員：人口は減る。それを見たら大変な赤字になる。料金設定においては，50年先では高くなりすぎる。

（2）各方式での試算について

事務局から説明の後，質疑

〈質疑内容〉

委 員：総括原価方式と資金収支方式これは選択できるのですね。

事務局：できます。

委 員：どちらの方が，負担が増えるのか。

事務局：少ない方が資金収支方式です。万全を期すのなら総括原価方式です。しかしお客様に負担をしていただくのに，そこまでを求めなくても，公営企業なのでやっていけるということで，資金収支方式で計算させていただければと考えています。

委 員：料金を出すのは総括原価方式ではなくて，資金収支方式の方が良いだろうという判断のもとで。

事務局：お客様に対する影響がこれで少し軽減される，こちらの方で経営的にはいけるということで，低い方を採用したいと考えております。

委 員：総括原価方式は今の料金とあまりに乖離しすぎている。個人的意見ですが，

できるだけ少ない方がありがたいという気持ちはある。ただ、水道事業もかなり年数がたっているんで、どこも古くて改修したいところばかりだと思う。そこを考えればある程度総括原価を少しは入れた方が、そういうことも加味しながら計画を立てていくことを考えていただければと思います。今回でする訳ではないですが、方式については、資金収支方式で賛成をしたいと思います。

委員：一つ考えて欲しいのは、周りの他市町村との比較です。これから地域間競争が始まりますから、矢掛は非常に良い立地にあるけど、水道料金が高いからもうやめたという話になるとちょっと、だからそれも加味しないと。この方式だけでやって計算上はあうからということだけでは、少し物足りない。だからこの方式で行けば100円だけれども隣が95円でやっている、それを考慮しないと無理じゃないかなという感じがします。

事務局：一つの方式で、一つの案でやっていって、今会長が言われた、周りとの比較を含め答申をしていただければ。

(3) 料金の充当割合について

事務局から説明の後、質疑

委員：過去料金は何年上げていないのか。また、近隣では料金を20%上げたところがあるが、5%6%にしたらまた来年再来年には上げないといけないのか、例えば10%くらいだったら数年は据え置きでいけるのかという試算はあるのか。

事務局：水道料金は、最後に上げたのが平成5年1月1日、30年以上、上げていない状況です。下水道は、平成18年に上げていますので、15年以上、上げていないという状況です。10%でいけばいけるのかという点については、今10年間の試算をしていますので、10年間はどうかになるだろうという計算です。10%の場合、水道は内部留保資金が減ってくる、下水道は借入額が増えてくるので、後年に負担が行くということになります。これまで見直しをしていませんでしたが、委員さんが言われるように毎年というのではなく、何年かに1回ずつの料金改定の検討は必要な時代になったと考えています。

事務局：補足で、(2)の資料に出ていたが、水道の場合20%上げれば、内部留保資金は減らない、下水の場合23%上げれば平準化債を借りなくていいということになります。23%上げるのが良いのか、平準化債で起債の償還を平準化しながら10%程度に抑えるのか、そういう意味です。水道は内部留保資金も大体7億位残すのが適当だろうという判断をしていますので、7%程度が境になるかと思います。減らさなければ20%、ある程度留保資金を充てれば7%で、このあたりが妥当だろうということです。下水も借り換えをしなければ23%、借り換えの制度があるので、下水の場合償還が今ピークでだんだん減ってくるので、それを平準化しながら、10%から13%の間が妥当なところかなというふうに試算をしています。

委員：具体的な料金上げるときにはまた議論していただきたい。

委員：一般会計から繰入れが可能な限度額か割合とかによって、補助金の率が下がるとか、そこら辺のからみがありますか。

事務局：一般会計の繰入については、起債を借りるときに償還に対して何%後から国が見ますよという率が決まっています。借り入れたときに返済に対していくらお金が入ってくるというのは決まっています。繰入と補助金は関係が無く、補助金はこの事業をするから、その事業に対して何分の何ですよということになってくるのでその関連性は何もありません。

委 員：例えば一般会計が潤沢だから、一般会計からもう少し特別会計に回しなさいということはないのか。

事務局：地方公営企業は地方公営企業法のなかで、その支出はその企業の経営活動による収入をもって充てるという大原則があります。そのなかでその企業の収入で賄うべきでないもの、例えば公共下水道でしたら環境的な、公益的な機能があるということを国が認めています。そういった公益性に対して、総務省の操出基準を満たしたものを繰出せば、国から一般会計にその補てんが入るという制度があります。その上限はあります。いまその基準以上というお話だと思いますが、赤字補てんのようなものは、公営企業法の本旨に反していることで、今は国の定めた基準内だけをいただいています。

委 員：インフラの整備なのだから、資本的支出は基本的には一般会計で、利用者が負担する通常かかる費用、人件費とか薬品費の維持費を料金収入で賄って、そういう考え方はさせてもらえないのか。

事務局：企業なので自分で調達した資金をもって整備をし、その分で収入を上げて経営していくというのが大原則です。ただ、それに一定程度の操出が認められているというところです。

委 員：一般企業の原則を当てはめるのが無理。

委 員：インフラの整備だから絶対に必要な話。それを利用者の方で負担しろというのであれば、もっと柔軟な運営ができるようにしないと、片一方では縛り付けておいて。根本が理解しにくい。

事務局：水道事業は、矢掛町の場合は99.6%の方が受益者、ほぼ全員の住民です。下水道については、受益というのは限られた地域です。受益者負担の原則があります。一般会計というのは全住民ですので、そちらの負担ではなく、受益者で負担したもので経営していくという原則があります。最初の投資もそういうことになっています。

委 員：そういった仕組みになっているのでどうしようもない、そのなかで町民の方にどれだけ負担いただくかというのが次の課題になってくる。

事務局：(3)料金の充当割合についてで、水道と下水道で、パーセンテージを付した一覧の表にしています。①上水道は10年間の料金に対してどのくらい上げるとこういった資金残になるという表です。事業運営は現金の保有が不可欠です。国債を引いた残りの額、2億以上現金を保持したいというところとして、この表ですと水道は7%以上のところ、そのなかでどのあたりでこの後の料金を検討すればいいかというのが一つあります。下水道は、②下水道です。下の表で3色の色を付けています。10、11、12のところは緑になっています。5から9のところは流動比率が100%を切っていますので、短期の資金が回らないというところで、黄色になっています。13を超えたところは100を超えているのですが、これで10年間のシミュレーションを全部回してみると、期中、途中の年度で資金ショートが発生するところがあります。それで赤にしています。実際シミュレーションしていくなかでは、10、11、12、このあたりから、どの位の割合というのを本日ご検討いただけたらありがたいと思います。

委 員：10、11、12の範囲内ですか。

事務局：そうですね。目安です。

委 員：この比率だったら流動性が無くなるのでは。

事務局：平準化債を残りに充当しますので、それで長期シミュレーションしたときに資金ショートが起こらない、加えて流動比率も100を超えて経営として単年で安定して回るであろうというのが緑で示したところです。

委 員：料金を上げると決めたら、上水道は何%あげる、下水道は何%あげると、

個々で率は違うということですか。ある程度資金残高を残さないといけないということで、上水道は7%以上、下水道は10%以上ということが理想ですか。

事務局：そのとおりです。7%8%のところに改定率という言葉をあえていれていません。目安として、実際にはこの後(4)で説明しますが、料金はそれぞれ従量制の単価が変わってきます。たくさん使う方を高くするとその分改定率は下がってきます。発表する全体の改定率は下がります。基本料金をぐっと上げたら確かに収入は上がりますが、改定率も上がります。まずは目安として下限のところまで改定をシミュレーションしたいと考えています。その結果、料金改定率何%というのが、最後に計算ででてくるようになります。事務局で思っているのはいける一番下限です。余分なものをいただくつもりもないので、最低限回るところでシミュレーションしていきたいと考えています。

委員：町内では一律水道料金は一緒ですか。

事務局：町内の水道料金は一緒です。一般の家庭で使う場合は、水道料金は一緒です。

委員：ポンプが設置されているところとかは、別料金がいるという話を聞いたのですが。

事務局：矢掛町は、統一してしまっていて、全部一上水道になっているので、ポンプで送るのにかなりの費用をかけているところも、全体をおしなべたなかで同じ料金でご負担をいただいています。どこで使っても、同じ料金です。

事務局：できたときは違います。簡易水道として色々な事業でやっていて、そのときは違う料金でやっていましたが、今は統合しています。矢掛町全体が一つの水道です。

(4) 料金体系について

事務局から説明の後、質疑

委員：メーター口径での料金は一緒か。

事務局：料金は一緒です。メーター使用料が変わります。

委員：矢掛は特にここが違うという特徴はないのか。どこもこういう考え方か。

事務局：水道ができたときからこの方式で計算してしまっていて、主なやり方はこの二部料金制、従量料金制、逓増性を用いております。一般的な方法になります。特徴は特にありません。

委員：営業観点で、何m³使っているのか各家庭に人が見に行っていて、毎月チェックするのでしょうか。そこが問題。役場で全部一括できるようにすれば良いが。そうすると人件費が不要になる。

事務局：スマートメーターという言葉は聞かれますが、電波で飛ばして、システムがあって把握できるメーターです。始まったばかりでして、メーターの単価が高く、今検針員に2ヶ月に1回見てもらう経費と比べると高くなります。検針員も人員不足で、だんだん人がいなくなっています。いつまでもこの体制を続けられるかということにも不安があります。スマートメーターの単価が下がる方法とか、新しい技術を色々検討はしています。将来はそうなっていくものだと思います。

委員：人を雇わなくてもやっていけるように、そういう時代ですから。

委員：下水道使用料の水量はどこで計算されるのか。

事務局：下水使用量は水道の使用量とイコールです。井戸がある方は別で料金をいただいています。

委員：庭に水をいっぱいまいたとしても、イコール下水道使用量か。

事務局：下水に流さない水がある場合、個人で子メーターを付けて、それを差し引くという方もいらっしゃいます。

委員：標準世帯という考え方でやれば、チェックしないでも良いのではないかな。

事務局：定額制ですか。

委員：そう。何人家庭だったらいくら。3人だったらこれくらい。4人だったらこれくらい。

事務局：上水道、下水道、定額制を採用しているところもありますが、使い放題になりますので。

委員：そういうことを考えると、メーターを付けないといけない。そうすると人がいる。試算してみればいい。メーターをいれたほうが良いのか、今のやり方で良いのか、それぞれ試算してみて。

事務局：定額制になると、考えられるのは、平均以下の方、あまり水を使わず節約されている方は、高くなります。たくさん使う方は安くなるというところで、配慮がなくなります。

事務局：考え方は色々あると思いますが、使い放題になってしまうと、節水意識がなくなります。水が余っているわけではないので、使用量が増えたと、そちらのコストが上がります。

委員：それはもちろんそうですよ。性善説で考えるのと性悪説で考えるのと。

事務局：全国的に見て、圧倒的に従量制が多い。それは考え方だと思います。以前、農集排は、人数制だったのですが、統合したときに従量制に変えました。矢掛町も従量制があるにはあったのですが、下水統合のときにそちらを廃止して、従量制にしたというのがあります。

委員：色々な考え方がある。弊害もあります。特徴もあります。それを実験してみるというか、試算してみる。定額制だから無茶苦茶使うとか、そういう傾向ではないかとか、メーター計りに行く費用とか、スマートメーター入れるのがいいのかとか、色々計算してみて、納得いって、だからこれにしていますという、説得力がないと。一方的な性悪説、性善説は、いくらでもあります。そういう意見もある。

事務局：検針に係る1年間の費用、検針員も一件が60円とかで行っていて、200万から250万くらいというところです。検針員に行く一番のメリットは、宅内漏水を発見できることです。検針員さんがメーターを見て、かなりの確率で見つけてくれます。私たちにとっても、水がふんだんにあるわけではないので、見つけてもらうのはすごいメリットです。一般の方も料金がかかってしまいます。点検の意味合いもあって、見てもらうのもメリットがあります。一本の料金というのも、もちろんそれなりのメリットがあると思いますので、それは今後検討、研究させていただきたいと思います。

委員：人口減少したときを前提に考えて。一つの考えとして。他に何かありますか。

事務局：この後の会議の進め方について、事務局案ということで説明させていただきます。本日全体的な負担の割合を見ていただきました。次回の会合で、一番の下限のところの割合、金額で、逓増性とか基本料金とかいろいろ出てきましたが、それを何パターンかシミュレーションして、改定率が最後出てきます。そのなかでどれが適正か、適当かというのを次の会議で審議していただきたいと考えています。それと、答申案の中に盛り込む要望事項、例えば定期的な見直しとか、色々なご意見がありますので、例えば5%上げるのだけど、今後ずっと上げないでくれとか、今回少し抑えて今後定期的に上げていこうとか、お考えがあると思うので、そういったご要望の協議をさせていただきたい。そして、次の第4回目で、実際の答申案の文面について最後ご確認いただいたり、ご検討いただいたりしていただいて、会議の終わりに、町長に答申書をお渡しするという格好で、後2回の会合でできたらと考えてい

ます。よろしくお願いします。

委員：この件で何かありますか。こういうことを検討しておいてほしいとか。

委員：実際に家庭で、何人家族であればこれくらいになりそう、現在これくらい、実際はこれくらいになりそう、現実的に分かりやすい金額で示していただけると分かりやすい。

事務局：次回、具体的なところがでできます。例えば平均で、今割合が出ましたので、矢掛町の平均で2ヶ月32トン、水道で言えば税抜5、100円ほどいただいています、10%上がると2ヶ月で500円上がる、月250円、1期2ヶ月の平均的なところがそんな感じです。

委員：2ヶ月分まとめてとっている。

事務局：そうです。毎月検針はさすがに経費がかかりすぎるので、2ヶ月に1回検針させていただいています。平均のところはそんな感じです。このあとの算定で数円の差は出ますけど、そんなイメージです。

委員：具体的な数字が無かったら分かりにくいですね。何%といってもピンとこない。

事務局：それぞれのシミュレーションと具体的な何トン使ったらいくらになる、いくらがいくらになるということまで作成します。

委員：さらに付け加えて、改定前はいくらでしたということも。

事務局：はい。プラス何円になったということ。

事務局：一般的に公表されるのは何トン。

事務局：新聞によく出るのは20トン、月20トン使うといくらというのがです。矢掛町では2ヶ月で平均32.3トン、一ヶ月では16トンです。

委員：実際に即した数字の方が、実感がわく。要望しておきたいのですが、色々な壁があって、10年据え置くとしたら、10年が壁になる。急に高くなるでしょう。そうではなくて、どういう上げ方が、心理的に負担感が和らぐかということです。10年1回で上げるとものすごく上がったような気がする。そうではなくて、毎年上げるとか、2年に1回上げるとか、なだらかに上がっていくとなれば、あまり神経質にならなくていい。そういうことも含めて上げ方の問題も考えて。

事務局：定期的にとか、見直す機会を持つとか、先般山陽新聞にも30年間デフレの関係で水道料金上げたくても上げられなかったとか色々なことを書かれていました。上げたくて上げられてないのではなくて、デフレで物価も何も上がらない人件費も上がらないので、上げる必要もさほどなかったということです。今直面しているのは急激な経済の変動でして、今後どういうことが起こるか分からないので、定期的な見直しをするような制度があれば、分かりやすい制度になると思います。

委員：使わないという選択はない。毎日使うもの。実行に移すのはいつ。

事務局：7年度で条例改正しますが、町長が表明しているのは、秋以降、夏はたくさん使うので、その後、実際には冬前になります。できるだけ影響を抑えたいということです。